

垂井町現庁舎敷地等活用基本構想策定業務仕様書

1 業務の目的

本業務は、垂井町役場庁舎移転後に跡地となる現庁舎敷地と建物及びこれに隣接する中央公民館の敷地と建物（以下「現庁舎敷地等」という。）を、中山道垂井宿を含めた当該地区の活性化と本町のまちづくりに有効活用するための方法等について、町民等の意見を聞きながら、調査、検討し、現庁舎敷地等の活用方針等に関する基本構想の策定を行うものである。

2 業務名

垂井町現庁舎敷地等活用基本構想策定業務

3 履行期間

契約締結の日から平成 31 年 3 月 29 日まで

4 業務場所

岐阜県不破郡垂井町役場内

5 委託業務内容

受託者は、基本構想の策定に必要な資料収集及び調査を行い、専門的な見地からこれを取りまとめる。また、（仮称）垂井町現庁舎敷地等活用検討委員会（以下「検討委員会」という。）の開催に伴う資料提供及び運営支援を行うものとする。

なお、業務内容は以下のとおりとするが、業務の概要を示したものであり、業務の実施にあたっては、発注者と十分に打合せを行うこととする。

（1）基本構想の策定

- ア 現庁舎敷地等及び周辺地域の現状と課題の把握
- イ 現庁舎敷地等の活用の基本的な考え方の整理
- ウ 現庁舎敷地等の活用方針の検討
- エ 現庁舎敷地等の活用方針の提示
- オ 事業推進に向けた課題の整理（課題と対応方針の整理）

（2）検討委員会の運営支援

年 3 回程度開催する検討委員会において、資料の作成と説明を行う。

（3）町民ワークショップの企画運営

基本構想の検討期間内に 3 回程度開催し、町民意見の整理・分析などを通して、検討委員会への提案の原案を形成するとともに、町民との情報共有を図る。

（4）パブリックコメント等の実施

町民との情報共有を図るため、町の広報誌やホームページでの広報やパブリックコメントを実施することから、掲載素案や町民意見の整理、修正案への反映等の支援を行う。

(5) 基本計画仕様書等の作成

平成31年度に実施予定の（仮称）垂井町現庁舎敷地等活用基本計画策定に係る業務内容について、検討・整理し、委託仕様書を作成する。

(6) その他、基本構想の策定に必要な事項

6 業務実施上の注意事項

(1) 業務打合せ

受託者は、本業務の範囲について発注者と連絡を密にし、かつ、十分な協議を行う等の方法により業務の目的を達成しなければならない。

(2) 業務報告

受託者は、本業務の進捗状況等を必要に応じて発注者の求めにより提出しなければならない。

(3) 法令等の遵守

受託者は、本業務の実施にあたっては、関係法令等を遵守しなければならない。

(4) 関係資料の提供

発注者は、本業務に必要な資料、データ（個人情報に属するものを除く。）を提示、貸与する。

(5) 守秘義務

ア 受託者は、本契約の履行により知り得た業務の内容を一切他に漏らしてはならない。本契約の履行後又は解除後も同様とする。

イ 受託者は、本契約の履行について、業務の全部又は主要な部分を第三者に委託してはならない。

ウ 受託者は、データの取扱いにあたっては、データの保護管理体制について必要な規定を設け、適正な管理を行い、情報の滅失、棄損等の事故を防止しなければならない。

(6) 権利

本契約の履行によって生じる権利は、発注者に帰属するものとする。

(7) 疑義

受託者は、業務の内容に疑義が生じた場合は、速やかに発注者と協議のうえ、その指示に従わなければならない。

7 成果品

(1) 基本構想本編、基本構想概要版を各1部

(2) 上記電子データをCD-Rで1部